別表Ⅱ区分０６６⑴を次のように改める。

⑴　上腕骨側材料	
①　標準型	324,000円
②　特殊型	339,000円

別表Ⅱ区分１５２に次のように加える。

⑸　部品連結用	
①　雌型	185,000円
②　雄型	342,000円

別表Ⅸ⑸の表０４０⑷②の項中「22500BZX00401000」を「22500BZX00401000」に改める。

○厚生労働省告示第三百七十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、平成二十七年三月三十一日までの間、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百八十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十六年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十三号中「区域（」の下に「武雄公共職業安定所及び」を加える。

第十八号を第十九号とする。

第十七号中「及び名瀬公共職業安定所」を「、名瀬公共職業安定所及び指宿公共職業安定所」に改め、同号を第十八号とする。

第十六号中「日向公共職業安定所」を「延岡公共職業安定所、日向公共職業安定所及び高鍋公共職業安定所」に改め、同号を第十七号とする。

第十五号を第十六号とする。

第十四号中「大村公共職業安定所」の下に「、江迎公共職業安定所」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十五　熊本県の区域（球磨公共職業安定所の管轄区域に限る。）

○農林水産省告示第千三百十一号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十六砂糖年度に係る国内産糖交付金及び平成二十六でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき	二一、〇四〇円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

㈠　鹿児島県	
1　種子島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	五一、五〇二円
2　奄美大島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	八一、七六四円
3　喜界島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	五三、六三五円
4　徳之島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	四九、二一九円
5　沖永良部島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	六三、四七〇円
6　与論島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	九三、五六四円
㈡　沖縄県	
1　沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	五七、三二二円
2　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	四八、四二二円
3　伊是名島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	一一〇、九七五円
4　久米島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	七六、三六八円
5　南大東島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	九〇、九三六円
6　北大東島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	一二八、八五五円
7　宮古島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	五一、六四二円
8　伊良部島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	七三、〇四〇円
9　石垣島において製造されるもの	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	六六、四八五円
三　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	一五、五七〇円
四　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉	
正味一、〇〇〇キログラムにつき	三一、七三〇円

○農林水産省告示第千三百十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三条第一項、第九条第二項、第十一条第一項、第十五条第三項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第一号、第二十六条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づき、平成二十六砂糖年度に係る同法第三条第一項の砂糖調整基準価格、同法第九条第一項第一号の指定糖調整率、同法第十一条第一項の異性化糖調整基準価格、同法第十五条第一項第一号の異性化糖調整率並びに同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項第一号の農林水産大臣が定める額並びに平成二十六でん粉年度に係る同法第二十六条第一項のでん粉調整基準価格及び同法第三十一条第一項第一号の指定でん粉等調整率を次のように定めたので、同法第三条第四項（同法第九条第四項、第十五条第四項、第二十六条第三項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項及び第二十四条第三項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　砂糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一五三、二〇〇円

二　指定糖調整率　百分の三七・〇〇

三　異性化糖調整基準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一七七、九七三円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、一八三円）